

「松江市自転車安全利用条例」

逐条解説

平成26年6月

松江市議会

政策条例研究会

目次

第1条（目的）	1
第2条（定義）	2
第3条（市の責務）	3
第4条（市民等の責務）	3
第5条（自転車利用者の責務）	4
第6条（関係団体の責務）	5
第7条（事業者の責務）	6
第8条（自転車交通安全教育）	6
第9条（広報及び啓発）	7
第10条（安全利用環境の向上）	7
第11条（財政上の措置）	8
第12条（指導）	8
第13条（委任）	8
附則	9

(目的)

第1条 この条例は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 市、市民等、自転車利用者、関係団体及び事業者の責務を明らかにし、交通安全の推進を図ること。
- (2) 自転車利用者の安全利用に関する意識の向上を図ることにより、事故の未然防止と市民等の安全で快適な生活を確保すること。
- (3) 自転車の安全な利用を促進することにより、国際文化観光都市松江を訪れる人に安全・安心なおもてなしの提供をすること。

【解説】

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民に最も身近で広く普及している交通手段であり、松江市の自転車分担率（交通手段として、主に自転車を利用している人の割合）については全国平均よりも高い状況にあります。しかし、自転車の交通ルールの認識不足、運転マナーや安全意識の欠如により、歩行者に対する危険運転は後を絶たず、また、全交通事故に占める自転車関連事故の割合については、島根県内よりも市内の方が高くなっています。ハード面においても、本市における自転車の利用を取り巻く道路環境は十分に安全かつ快適とは言えない状況にあり、自転車の安全利用にとっての障害となっています。

このような問題に対処するため、市、市民等、自転車利用者、関係団体など各主体の責務を明らかにし、交通安全施策を総合的かつ計画的に推進することにより、自転車利用者の安全利用に関する意識の向上等を図ることが必要となっています。これにより、自転車が係わる交通事故の未然防止と市民等の安全・快適な生活の確保、さらには、国際文化観光都市松江を訪れる人に、おもてなしの心を持っての安全・安心な通行環境の提供に寄与することを目的として本条例を制定するものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 市民等 市民及び自転車利用者をいう。
- (3) 自転車利用者 自転車を運転し、又は所有する者をいう。
- (4) 関係団体 交通の安全を図る活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。
- (5) 事業者 自転車の小売を業とする者及び自転車の貸出しを業とする者をいう。
- (6) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。

【解説】

条例で使われている用語の意味が正確に伝わり、解釈上の疑義が生じないようにするために規定するものです。

- 1 「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自転車と同一の意義で使用し、具体的には、ペダル等を用い、人の力により運転する二輪以上の車をいいます。
- 2 「市民等」とは、市民（市内に住所を有する高齢者、障がい者等をはじめとするすべての人）だけでなく、通勤又は通学等により市内を通行する自転車利用者を含みます。
- 3 「自転車利用者」とは、市内において、自転車を道路で運転する者又は自転車所有者をいいます。
- 4 「関係団体」とは、松江市交通安全協会、地区交通安全対策協議会など、交通の安全を図る活動を行うことを主な目的として組織された団体をいいます。
- 5 「事業者」とは、市内に店舗を有し、自転車の小売を業とする者及び自転車の貸出しを業とする者をいいます。
- 6 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学

校をいいます。

(市の責務)

第3条 市は、交通安全の教育を推進し、自転車利用者の安全利用意識の啓発を行うものとする。

2 市は、関係機関、関係団体及び事業者と連携し、自転車の安全利用を促進するとともに、情報提供など関係団体等に必要な支援を実施するものとする。

3 市は、条例の目的を達成するために必要な交通安全施策を講ずるものとする。

【解説】

第1項は、自転車事故の未然防止を図るため、市が自転車利用者の安全利用意識の向上につながる交通安全の教育を積極的に推進することを定めるものです。

第2項は、市が関係機関、関係団体等との緊密な連携・協力により、自転車の安全利用を促進する施策を実施するとともに、関係団体等に情報提供その他の必要な支援を行うことを定めるものです。

第3項は、市が、条例の目的を達成するために必要となる各種交通安全施策を、総合的かつ計画的に実施していくことを定めるものです。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、市、関係機関、関係団体等が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するとともに安全な利用の方法について理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民等は、本市を訪れる人におもてなしの心を持って、安全・安心な通行環境を提供するよう努めるものとする。

【解説】

第1項は、市民等が、市や警察等が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するとともに、道路交通法等について改めて確認し、自転車の安全利用に関するルールや運転マナーについての理解を深めるよう努めることを定めるものです。

第2項は、観光などで本市を訪れた人が、松江の魅力を満喫できるように、市民等は、訪れている人の行動を優先に考え、特段の安全配慮をもって安全・

安心な通行環境の提供（自転車利用者は状況に応じた徐行運転や押し歩き等、それ以外の市民は、訪れている人への安全・安心に係る情報提供等）に努めるよう定めるものです。

（自転車利用者の責務）

第5条 自転車利用者は、無灯火や傘さし、携帯電話等を使用しながらの運転の禁止など、道路交通法その他の法令の規定を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、交通安全教室などに積極的に参加し、事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、定期的な点検整備及び事故に備えた損害保険への加入に努めなければならない。

【解説】

第1項は、自転車利用者が、道路交通法その他の法令を遵守することを定めるものです。なお、主な違反の参考事例については次のとおりです。

【主な違反の参考事例】

違反行為	罰則	違反根拠法令
歩道通行 ※例外規定あり	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	道路交通法第17条第1項
右側部分通行	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	道路交通法第17条第4項、 道路交通法第18条第1項
飲酒運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (酒酔い運転の場合)	道路交通法第65条第1項
二人乗り (16歳以上の運転者が幼児を幼児用座席に乗せる場合等を除く)	2万円以下の罰金又は科料	道路交通法第57条第2項
並進	2万円以下の罰金又は科料	道路交通法第19条
無灯火運転	5万円以下の罰金	道路交通法第52条第1項
信号無視	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	道路交通法第7条
一時停止違反	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	道路交通法第43条
物を持つての運転 (傘差し運転等)	5万円以下の罰金	道路交通法第71条第6号

携帯電話の使用 (通話、操作、注視しながらの危険な運転)	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	道路交通法第70条
イヤホン又はヘッドホンの使用 (安全運転に必要な音声が聞こえない状態)	5万円以下の罰金	道路交通法第71条第6号
歩道での通行方法違反	2万円以下の罰金又は科料	道路交通法第63条の4第2項
路側帯での通行方法違反	2万円以下の罰金又は科料	道路交通法第17条の2

※自転車の歩道通行の例外(道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条)

- ①道路標識や道路標示によって歩道を通行できるとされているとき。
- ②児童、幼児、70歳以上の者又は車道通行に支障のある身体障害者が運転する場合。
- ③車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合のとき。

「その他の法令」とは、「道路交通法施行令」や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」、「交通安全対策基本法」など自転車を利用するにあたり守らなければならない交通法規のことをいいます。

第2項は、自転車利用者が市、警察、関係団体等が行う自転車の交通安全教室等に積極的に参加し、事故防止に関する知識の習得に努めるよう定めるものです。

第3項は、自転車事故を防止するためには、自転車利用者が自身の利用する自転車についての安全性を確保することが重要であることから、定期的にその点検整備に努めるとともに、自転車に係わる交通事故においては高額な損害賠償が請求されるケースがあることから、自転車に係る事故の損害保険への加入に努めるよう定めるものです。

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、自転車利用者に対して自転車の安全利用に関する知識を習得させるなど、意識の啓発に努めなければならない。

2 関係団体は、市や関係機関が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

第1項は、松江市交通安全協会や地区交通安全対策協議会等の関係団体は、自転車利用者が自転車の安全利用に関する知識を習得できるよう、積極的に自転車の運転マナーが向上するような運動や講習会等の啓発活動に努めるよう定めるものです。

第2項は、関係団体が、市や警察等が行う自転車の安全利用に関する施策への協力に努めるよう定めるものです。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、市や関係機関及び関係団体が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、自転車利用者に対して自転車の安全利用、点検整備、防犯対策等に関する情報提供及び適切な助言をするよう努めなければならない。

3 事業者は、自転車を購入する者又は自転車を利用する者に対して、自転車損害保険等に関する情報を提供し、その加入の促進に努めるものとする。

【解説】

第1項は、自転車小売業者や自転車貸出業者が、市や警察等が行う自転車の安全利用に関する施策への協力に努めるよう定めるものです。

第2項は、自転車小売業者や自転車貸出業者が、自転車の販売・修理あるいは貸し出しを行う際に、条例についての説明、自転車の安全利用や点検整備、防犯対策等に関する情報の提供および適切な助言に努めるよう定めるものです。

第3項は、自転車が係わる交通事故においては高額な損害賠償が請求されるケースがあるため、自転車小売業者が自転車を購入する者又は自転車利用者に対し、自転車損害保険等の内容を説明するなど、加入の促進に努めるよう定めるものです。

(自転車交通安全教育)

第8条 市は、関係機関及び関係団体と連携し、自転車交通安全教育を実施するものとする。

2 学校長及び児童・生徒の保護者は、自転車利用者の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する教育及び自転車の防犯対策に関する教育を実施するよう努めるものとする。

3 高齢者の家族は、高齢者に対して、その状態に応じた安全利用に関する助言を行うよう努めるものとする。

【解説】

第1項は、自転車利用者一人ひとりが交通法規を理解し、交通ルールと運転マナーを身につけることができるよう、市が警察や交通安全の活動団体などと連携し、積極的に自転車の安全利用に関する教室や講習会等を実施することを定めるものです。

第2項は、自転車の安全利用に関する教育をより効果的なものにするために、心身の発達段階に応じた計画的かつ継続的な取組を行う必要があることから、学校長と保護者は、当該児童・生徒又は学生に対して、その発達段階に応じた自転車の交通安全に関する教育及び、自転車の防犯対策（防犯登録手続き、二重ロック等の盗難対策、路上放置の禁止、自転車廃棄手続きなど）に関する教育の実施に努めるよう定めるものです。

第3項は、松江市において全交通事故に占める自転車関連事故の割合が高く、そのうち65歳以上の高齢者の事故が多いという結果が出ていることから、高齢者の家族が、当該高齢者に対して、本人の身体能力と判断能力に応じた、自転車の交通安全に関する助言を行うよう努めることを定めるものです。

（広報及び啓発）

第9条 市は、関係機関及び関係団体と連携し、市民等及び自転車利用者、自転車の安全利用の理解を深めるための広報及び啓発活動を行うものとする。
2 市は、自転車の事故に備えた損害保険への加入促進のため、その情報提供など勧奨に努めるものとする。

【解説】

第1項は、市が交通安全意識の向上や交通ルールの周知など、自転車の安全利用に関する事項についての市民等の理解を深めるため、これに関する広報及び啓発（広報紙、ホームページ、チラシ配布等による広報活動及び交通安全集会や街頭での啓発活動など）を関係機関や関係団体と連携し積極的に行うことを定めるものです。

第2項は、自転車が係わる交通事故においては、高額な損害賠償責任を負う可能性があるため、市が自転車の安全利用に関する広報や啓発活動の際に、自転車損害保険加入の重要性についての周知を図るなど、加入促進に向けた取組の実施に努めるよう定めるものです。

（安全利用環境の向上）

第10条 市は、関係機関等と連携し、自転車の安全利用環境の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

自転車の安全利用を促進していくためには、自転車を安全かつ快適に利用できる環境の整備が不可欠であるが、現在、十分とは言い難い整備状況にあります。自転車に係る安全利用環境の向上を図るためには、国、県等との連携が必須であり、市がこれら関係機関と協力しながら、道路（道路法に定める道路）の整備や維持修繕、清掃・美化等の必要な措置を講ずることを定めるものです。

(財政上の措置)

第11条 市は、自転車の安全利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【解説】

本条例の目的を達成するため、自転車安全利用の促進に関する施策を推進できるよう、市が必要な財政上の措置を講ずるものとすることを定めるものです。

(指導)

第12条 市長は、事故を未然に防止するため、歩行者等に危害を及ぼすおそれがある危険な運転をする自転車利用者に対して、必要な指導を行うことができる。

【解説】

自転車に関する事故を未然に防止するため、市長は、自転車利用者が歩行者等に危害を及ぼすおそれがある場合において、自転車利用者への指導を行うことができるよう定めるものです。

なお、ここで定める「指導」とは、警察による指導取締りのための指導ではなく、交通指導員等による注意喚起等のことを指します。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条例の施行に関し必要な事項（細目的・手続的な事項等）については、別に市長が定めることを規定するものです。

附 則

この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

【解説】

本条例の施行日を平成 26 年 8 月 1 日と定めるものです。